○○自治会自主防災会規約

（設置目的）

第１条　「自分達の地域は自分達で守る」を合言葉に、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な地域防災活動と地域福祉活動を密接な連携のもとに積極的に進め、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進するとともに、自ら、火災その他の災害（以下「災害等」という。）に備えるための手段を講じ、自発的な防災活動を行うことにより、災害等による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（組織の名称）

第２条　この会は、　○○自治会自主防災会（以下「会」という。）とする。

（会員）

第３条　　　　自治会（以下「自治会」という。）の会員は、全員、本会に入会するものとする。

（組織とその任務）

第４条　会に会長、副会長及び班長を置く。

２　会長及び副会長は自治会役員の中から選任し、班長は会長が任命する。

３　会長は、本会を代表し、会務を統括し、災害等の発生時における応急活動の指揮にあたる。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

５　班長は、日頃から班員と連絡を密にし、状況把握に努め、災害等の際には会長の命令のもと班員を掌握し活動にあたる。

（事業）

第５条　本会は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）防災に関する知識の普及に関すること。

（２）災害予防対策に関すること。

（３）防災訓練の実施に関すること。

（４）防災資機材の整備に関すること。

（５）災害等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、初期消火等応急対策に関すること。

（６）その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

（各世帯の協力）

第６条　自治会の各世帯は、いつどこでも災害に対処できるよう、日常の備えと心構えを身につけるとともに、会の指示に従い、その活動が円滑に遂行できるよう協力するものとする。

（費用）

第７条　会の運営に関する経費は、自治会一般会計よりこれに充てる。

（運営及び活動）

第８条　会の運営及び活動は会員が協議のうえ定める。

附 則

この規約は令和　 年　 月 　日から施行する。